

韓国における養老院史試論

岡 本 多喜子

はじめに

韓国の人口高齢化は日本以上の速さで進んでいる。65歳以上の高齢者が全人口に占める割合が7%から14%に至る期間は、日本は1970年から1994年の24年であった。この24年という年数は、現在では世界で最も短い期間で高齢化が進んだ国とされている。しかし韓国の推計では2000年に高齢化率が7%を超えて7.2%となり、その後2019年には14%になるとされている。その期間は19年で日本よりも5年も早く人口高齢化が進み、日本を抜いて世界で一番人口高齢化の速度が早い国になるとされている。2050年の高齢化率の予測をみると、日本では38.8%、韓国では34.2%に達するとされており、高齢化率の高さも日本にせまっている（内閣府 2011年, p11）。

今後の高齢化対策のひとつとして、2008年7月に韓国で導入された老人長期療養保険制度により、韓国では高齢者を対象とした入所施設である療養院が増加している。しかし高齢者施設である療養院での利用者処遇は、韓国の高齢者施設である養老院の歴史的な展開をふまえているのかどうか、また高齢者施設のなかでどのような位置づけにあるかを論じたものを寡聞にして知らない。韓国の高齢者施設の歴史的な発展過程について明らかにした論文や書籍について、話題に上ることは少ないように感じる。韓国の高齢者福祉の研究者や留学生に聞いても、そのような研究や論文・書籍は知らないという話であった。日

本の研究者による韓国の社会事業史の研究はなされているが、養老施設や養老事業に関する研究はほとんどない（遠藤 1991年、大友 2007年、朴 2007年）。

もっとも日本においても、今日の養護老人ホームの前身である養老院の研究、特に養老院の中で利用者にとどのような支援が行われていたのかを中心とした、処遇史研究はあまり進んでいない。そこで、高齢者施設の歴史に関心を持つ研究者を中心として研究会を組織し、岡本を研究代表者として科学研究費の基盤研究（B）「養老院・養老施設における処遇（ケア）の特質に関する研究」（課題番号 21330140）により、2009年度から2013年度までの5年間の補助金を得て、老人福祉法が制定された1963（昭和38）年以前の高齢者施設での利用者処遇の研究を行っている。

この研究では、老人福祉法の制定以前に設立された日本国内にある養護老人ホームのうち、利用者に関する資料や各種文書が保存されている施設を中心として、当時の資料の収集と保存を行っている。そして収集した資料の分析を通して、養老院・養老施設での利用者処遇の実態を明らかにし、今日の高齢者施設での利用者処遇との連続性と非連続性について検討することを目的としている。この研究の中心となっているのは、科研費を取得する以前の2005年から継続して関わらせていただいている、東京都杉並区にある浴風会浴風園の利用者記録の収集と分析である（中村 2008年、岡本 2009年、鳥羽 2009年、2010年、2013年、西村 2012年）。

浴風会は関東大震災をきっかけとして、一般の人々からの義損金と皇室からの下賜金によって設立された施設である。この浴風会には1932年に設立された全国養老事業協会の事務局が置かれていた。

浴風会の資料の中には、全国養老事業協会関係の資料もあった。その中に、昭和15（1940）年2月19日付けの韓国の施設から送られてきた葉書と施設の要覧を発見した。このことが韓国の養老事業について、研究会として調査研究を開始するきっかけとなった。

その施設要覧は、当時の韓国大邱府にある「大邱愛隣館」が送ったものであった（文末資料参照）。この施設は昭和10（1935）年4月9日にキリスト教精神に基づき付近住民の救護教化を目的として設立された大邱恩寵託児所の後身で、託児事業・貧民教育・授産場・少年教護院・養老院などの救護事業を行っていた。その経営は国庫、道費、府費よりの補助金と愛国婦人会及び自治団体からの助成金によって事業を行っており、基礎は磐石であるとしている（『大邱愛隣館要覧』1939年）。この中で養老院の建物は大明分館とされており、本館とは離れた場所に建てられていた。養老院である大明分館を利用できる者の条件は、要覧の「関係諸規抜華」の中に示されている。それによると、「第十八條 本院ハ自活ノ能力ナク扶養者ナキニ至リタル年齢六十五歳以上ノ老衰者ヲ入ラシメ保護スルモノトス」とされ、入所を希望する者は「第二十條 本館ノ保護ヲ要スル者ハ戸籍謄本ニ第十八條該当事者タツコトヲ証スル府邑面長総代方面委員ノ具申書ヲ添付シタル願書ヲ差出スベシ」としている。大明分館の敷地は110坪で、建物は1棟20坪である（『大邱愛隣館要覧』1939年）。この要覧から分かる養老事業についての情報は以上である。

1 研究の目的と方法

研究会では、当時の日本が植民地としていた朝鮮での養老事業において、利用者である高齢者への処遇はどのようになされていたのかを探ることを第1の目的とした。その上で、日本で組織された全国養老事業協会は、当時の朝鮮の個別養老院にどのような影響を与えていたのか、与えていなかったのかを探ることを第2の目的とした。

これらの目的を達成するために、2つの方法を試みた。第一の方法は、韓国内に現存する歴史のある養老院を訪問し、歴史的な資料の発掘を行うことである。第二の方法は、戦前の朝鮮の養老院に関する文献調査である。

韓国の養老院の聞き取り調査は、2011（平成23）年12月にソウル特別市の清雲養老院（旧京城養老院）、釜山特別市の東來養老院、信望愛療養院にて実施した。この調査は、かつて韓国の社会事業について調査をした経験を持つ中村律子法政大学教授、韓国からの留学生であるジャン・ミンヨン（明治学院大学大学院博士課程2年）、韓国語が堪能で韓国の老人施設の状況にも詳しい高橋明美（明治学院大学大学院博士課程前期修了）と岡本の4名で実施した。訪問先施設での通訳は、ジャンと高橋が行った。

上記3施設は、我々が調べた範囲では韓国でも歴史のある施設である。しかし事前の打ち合わせのなかで、利用者処遇に関する資料は残っていないと言われていた。実際に訪問し、各施設の創設者の息子にあたる方々にインタビューを行なったが、利用者に関する資料のみならず創設当時の施設に関する日誌や事務関係書類などの資料も存在しないと言われた。また3施設とも施設の年史は作成していないとのことであった。さらに韓国全体の養老院の設立年表も存在しないとのことであった。

ただ息子からみて、幼い頃の養老院の思い出、記憶に残っている養老院利用者の生活については、話をうかがうことができた。また信望愛療養院では、創設者である父親は当初大邱で養老院を設立したが、その施設を知人に預け、釜山に来たとの話をうかがえた。

そこでこの試論では、第二の方法であるいくつかの文献から明らかになった日本の植民地時代の韓国の養老院の状況から、韓国の養老院の設立の歴史をみていく。戦前の朝鮮の養老院に関する文献は、その多くが朝鮮総督府によってまとめられた日本語で書かれたものである。朝鮮総督府の資料については、その信憑性について議論のあることは承知している。そこで朝鮮総督府の資料を補完するために、明治学院大学教養教育センター鄭栄恒准教授の指導により、「東亞日報」の記事で補完することとした。「東亞日報」は1920（大正10）年4月1日の創刊で、1940（昭和15）年8月に強制廃刊となり、1945（昭和20）年

12月1日に復刊した。本試論で活用したのは戦前分の記事を高橋明美が韓国国立図書館で、キーワードを「養老院」として検索したものを朴京美（明治学院大学非常勤講師）に翻訳をしてもらったものである。

2 韓国で最初の養老院

中央社会事業協会が発行している『日本社会事業年鑑 昭和8年』（中央社会事業協会 1933年）には、当時の日本の植民地も含めた施設の一覧が掲載されている。その中の「養老院及養育院」の項をみると、台湾には8つの施設が、韓国では5つの養老院が掲載されていた。他の項目では樺太や関東州でも施設名が掲載されているが、この「養老院及養育院」には台湾と朝鮮のみが掲載されている。このことは、樺太や関東州ではこの類の施設は存在していなかったか、存在していても日本国には認識されていなかったものと考えられる。記載されている施設の名称は、台湾では新竹慈恵院などの慈恵院との名称が6ヶ所（新竹・台中・台南・嘉義・高雄）と台北愛々寮・台南愛護会・台北仁濟院となっているが、韓国の5つの施設はすべて養老院となっている。

そこでの記載によると、韓国における最古の養老院は1907（明治40）年に平壤府に設立された平壤養老院であることが分かる。その他は平安北道の宣川昌信養老院が1918（大正7）年、京城府の佛教慈濟会養老部は1925（大正14）年、平安北道の義州天主教養老院が1926（大正15）年、京城府にある京城養老院は1927（昭和2）年の設立となっている（中央社会事業協会 1923年）。このうち平壤養老院、宣川昌信養老院、義州天主教養老院は現在の北朝鮮の住所である。現在の韓国にあった施設としては佛教慈濟会養老部と京城養老院の2施設である。

朝鮮総督府の資料としては、次の5つがある。

- ①『朝鮮社会事業要覧』（朝鮮総督府内務局社会課 1927年）

- ②『朝鮮社会事業要覧 昭和四年九月』（朝鮮総督府内務局社会課 1929年）
- ③『朝鮮の社会事業』（朝鮮総督府学務局社会課 1933年）
- ④『朝鮮の社会事業』（朝鮮総督府学務局社会課 1936年）
- ⑤『朝鮮社会事業要覧 昭和十一年三月』（朝鮮総督府学務局社会課 1936年）

まずこれらの中に記載されている養老事業についてみていく。ただ、④『朝鮮の社会事業』（朝鮮総督府学務局社会課 1936年）の養老事業の項には、「朝鮮に於いては古来敬老の美風が極めて旺盛であって、一個人に於いて老者を保護救済して居る向も少なくない事情で、養老事業は比較的其の必要に乏しく、昭和九年末に於て全鮮を通じ左の九箇所を有し収容人員も一四二名に過ぎない実情である。」（朝鮮総督府 1936年 pp.69-70）と記されている。このことから養老院は当時の韓国では、朝鮮総督府が熱心に取り組む事業ではなかったと考えられた。

しかし「東亞日報」の1926（大正15）年8月22日付けの記事には「養老院を計画 総督府でも計画 全体高齢者調査」との見出しで、「朝鮮総督府社会課では、朝鮮全体の60歳以上の老人を調査中である。調査する理由は、身寄りのない老人を救済するための養老院を設立するためである。その目的で、来年度の予算案まで計上した。これは予算通過しないと発表できないからである。聞き込みをした結果、今は毎年2万ウォンの経費で各道から約200名の身寄りのない老人に食料費として毎日38銭を給付しているが、これは極めて消極的救済策で、有名無実である。この救済策を拡大して500名以上を救済する養老院を設立しようとしているのだ。」としている。

この記事から推察すると、1926（大正15）年当時は多くの高齢者が養老院を必要としており、朝鮮総督府も対策を検討していたと考えられる。この記事にある調査の結果についての資料は不明である。またその10年後に、この記事に書かれている状況が改善したとは思えない。ひとつの可能性と考えられるのは、1926（大正15）年当時の朝鮮総督府学務局長が李軫鎬（在任期間は1924〈大正

13) 年12月12日～1929(昭和4)年1月19日)であったことと関係しているかも知れない。李軫鎬は、朝鮮総督府で初めての朝鮮人局長で、後に帝国議会の貴族院議員を務めた唯一の朝鮮人である。そのため韓国においては「親日売族の元凶」ともいわれている人物とのことである。しかし稲葉は李の学務局長時代の活動を評して、「『総督政治の体面』を楯に取って日本人の反対を封じたところが、まさに朝鮮人学務局長の『巧智』というべきである。」としている(稲葉 2006年)。

①『朝鮮社会事業要覧』(朝鮮総督府内務局社会課 1927年)では、養老施設は平壤養老院と宣川養老院の2ヶ所のみが掲載されている。そしてどちらの養老院もキリスト教長老教会派の信者によって設立されていることがわかる。ただ、この要覧では平壤養老院の設立年は1913(大正2)年となっている。その他の上記の資料および『日本社会事業年鑑 昭和8年』では、平壤養老院の設立は1907(明治40)年となっていることから、『朝鮮社会事業要覧』の記載ミスと判断した。このことから、韓国で最初の養老院は1907(明治40)年に平安南道平壤府慶上里69番地に設立された平壤養老院であると考えられる。

平壤養老院に関する記述を①『朝鮮社会事業要覧』から抜粋する。平壤養老院は「貧困無依の老人を保養することを目的とし」ており、「平壤に於ける耶蘇教長老派の経営」であるため、施設の運営は「本院財産として家屋一棟及び若干の土地を有し之より生ずる収入及長老派平壤各教会よりの醸出金を以て維持経営す」としている。養老院では「院監二人、食母二人を置き院内収容老人に衣食を與へ健康者には簡單なる手工(綿繰、手繰糸)を為さしむ」としている。収容人数は「創設以来三十余名の老人を収容保育せり現在収容中の者十三名あり」(朝鮮総督府内務局社会課 1927年)と記載されている。

宣川養老院は1918(大正7)年の設立で、住所は宣川郡宣川面川北洞357番地である。この宣川養老院という名称は、①『朝鮮社会事業要覧』以外には記載がない。しかし、その他の資料に記載されている宣川昌信養老院と設立年と

住所が同じことから宣川昌信養老院と同じ施設と推察できる。名称変更の時期は不明であるが表1 養老院一覧1 に示した『朝鮮社会事業要覧 昭和四年九月』の宣川昌信養老院の沿革に、「設立者李昌錫ハ大正7年夫婦相謀り時価約3萬餘円ノ土地及現金ヲ宣川郡邑内南北教会ニ寄附シテ本事業ヲ実施セシメタルガ同15年ニ至リ右土地ノ一部ヲ財団法人私立明信学校ニ移属セシメ同校ヨリ毎年粟60石及米10石ノ補給ヲ受ケ現在迄経営シツツアルモノヲナリ」（朝鮮総督府内務局社会課 1929年）とあることから、1926（大正15）年頃と考えられる。「組織」は「耶蘇教北長老派の管理経営に属し年齢七十歳以上の鰥寡にして扶養者なきものを收容し」としている。事業は「七十歳以上の扶養義務者なきものを收容し、その体力に相応せる労働をなさしむると共に、その老後を養ひ死後は葬式をも院費を以て行ふ。」（朝鮮総督府内務局社会課 1927年）となっている。この葬式の費用を院費で対応すると明確に記している点は、宣川養老院の特徴といえる。

日本で最初の養老院は1895（明治28）年に東京府麻布区に日本聖公会の信者であり、青蘭女学院の教師であったミス・ソントンによって設立された「聖ヒルダ養老院」であったといわれている。しかし「養老院」の名称を最初に用いた施設は、1892（明治25）年に日本聖公会によって名古屋市内に設立された施設であった。「聖ヒルダ養老院」は資料が残っている施設として、その存在が明確な日本で最初の養老院といえる（岡本 2011年）。この事実と韓国の最初の養老院の状況とを比較すると、設立年では韓国の平壤養老院が十数年遅いが、キリスト教徒による設立という点では類似している。韓国人のキリスト教徒により設立された養老院は1918（大正7）年の宣川養老院である。日本では1901（明治34）年に寺島信恵によって設立された神戸養老院が日本人のキリスト教信者による最初の養老院である。神戸養老院と比較すると、宣川養老院の設立は17年後となる。

しかし寺島は決して裕福ではなく、神戸養老院の運営は支持者からの寄附を

当てており、施設も借家であり、何度も引越しをしてどうにか存続していった。この点を比較すると、宣川養老院の設立者である李昌錫は資産家であったことがわかる。そのために宣川養老院は設立した場所から移動することなく、事業を継続することができている。後述するが、京城養老院の設立者である李元植も資産家であった。この点が日本の養老院と韓国の養老院の設立経緯の相違点のひとつと考えられる。

3 韓国養老院の状況

先にあげた朝鮮総督府の資料から、②『朝鮮社会事業要覧 昭和四年九月』（朝鮮総督府内務局社会課 1929年）と⑤『朝鮮社会事業要覧 昭和十一年三月』（朝鮮総督府学務局社会課 1936年）には、養老院についての概要が掲載されている。これらを再掲したのが表1および表2-1、表2-2である。

表1は『朝鮮社会事業要覧 昭和四年九月』による資料である。当時5ヶ所あった養老院はどれも宗教系であることがわかる。仏教系が2施設、キリスト教系が3施設である。「経営主体」も4施設は宗教団体であるが、京城養老院は財団法人である。「代表者主任」は佛教慈濟會養老部が日本人の津田賢であるが、他は韓国人と考えられる。

「収容定員」は義州天主教養老院が20名と最も多いが、現在収容数では京城養老院と宣川昌信養老院の10名が多い人数である。義州天主教養老院は高齢者8名の他に孤児を5人保護している。これらのことから、当時の養老院は定員・実員ともに少数であったことがわかる。また利用者の「年齢」は、宣川昌信養老院と義州天主教養老院が60歳以上、平壤養老院は65歳以上、京城養老院が70歳以上、佛教慈濟會養老部は73歳以上となっている。「健康状態」は、宣川昌信養老院が「一般ニ老衰シテ気力微鈍ナリ」と記され、義州天主教養老院が「衰弱状態ニアルモノ多シ」とされる以外は、比較的良好な者が多かった

表 1 養老院一覧 1

名称	所在地	平壤養老院	宣川昌信養老院	財團法人京城養老院	佛敎慈濟會養老部	養州天主公敎養老院
所 在 地	平壤府藤上里69番地	平安北道宣川郡宣川面川北洞	京城(清津雲洞)山四ノ三	京城(市元町)丁目12	平安北道義州郡義州面東外洞	
經營主 體	平壤府内長老派12敎會	宣川昌信養老院	財團法人	京城佛敎慈濟會	養州天主公敎	
開 創 年 代	明治40年10月1日	大正7年8月1日	昭和2年8月1日	大正14年12月1日	大正15年10月5日	
宗 敎 別	キリスト敎	耶敎	佛敎	佛敎	天主公敎	
代表者主 任	康麟彬	李昌錫	李元植	津田賢	宣敎師 白良	
従 事 員	2人	院長1人、會計1人	理事4、監事2、幹事1、小使2人	2名	1人	
取 容 定 員	15人	15人	15名	6名	20人	
現在取 容 数	8人	10人	10名	4名	8人(外孤兒5人)	
年 齢	65歳以上	60歳以上ノ老ヲ收容ス 最高88歳 最低74歳	70歳以上	73歳	60歳以上	
現 在 教 育 課 履 歴	ナシ	識文稍解者3人、其ノ他無學文	立言者8割	文盲者	普通常識ナキモノ多シ	
體 康 状 況	良	1般ニ老衰シテ氣力微弱ナリ	普通	良好	衰弱状態ニアルモノ多シ	
作 業	健康者ニハ簡易ナル手工(綿織業)ヲ繰テラサシム	1般ノ老衰シテ氣力微弱ナリ	ナシ	掃除	庭園掃除ノ他ニ作業ナシ	
行 事	貧困無依ノ老人タルコト	年輪60歳以上ノ扶養義務者ナキ者	無依無托ノ老人者ニ限ル	當會収容行旅病人ニシテ65歳以上ニ至ル者ニ於テ必要アリト認メタ	毎朝公禱禮式ニ參與	
入 院 資 格	府君、署長及敎會ニテ推薦シタルモノ	有方者ノ推薦書持テ參テ要ス	當見ノ總出ノハ相當ナ人ノ紹介ヲ經テ紹介ニ依ル	ナシ	身元調査ヲ要ス	
基 礎 地 物	988坪	山林11町6反歩	9,135坪	3,035坪	ナシ	
建 築 物	朝鮮家屋1棟	瓦葺1棟(9間)	19,000坪	22坪(瓦葺平家)	瓦葺1棟(7間)草葺1棟(7間)	
備 品	寢具其他	生活上必須道具、輕具、食器	1,500円		生活上ノ必須ナル諸道具、輕具、食器	
豫 算	810円	歳入出豫算 1,003円	3,000円	4,320円70銭	750円	
経 済 財 源	平壤府内長老派敎會ノ出資金及一般附金	山林ヨリ生ズルモノ及財團法人明新學校ノ附附金並本府補助金	山本奈奈ヨリ生ズル利子及富附金等	官廳補助、經營者曠出金	米國ノ信徒中時志ノ富附金ニ依ル	
沿 革	貧困無依ノ老人ヲ依養スルヲ目的トシ明治40年10月本院ノ設立ヲ見タリ	設立者李昌錫ハ大正7年夫屬相和2年7月20日開設京城養老院ト稱シ昭和4年2月5日組織ヲ變更シ附屬法人京城養老院ト稱セリ	清雲洞山ノ舊地蹟有地ヲ借り昭和2年7月20日開設京城養老院ト稱シ昭和4年2月5日組織ヲ變更シ附屬法人京城養老院ト稱セリ	御下賜金及慶福會ノ助成金ヲ基本トシ大正14年12月1日ヨリ開設ス	大正15年10月5日米國宣敎師姜始祀ノ御設	
備 考		本院ハ數年來官内省ヨリ御下賜金及本府ヨリ助成金ヲ毎年受ケツテアリ				

注：表中にある「1般」との表記は原資料通りである。

出典：『朝鮮社会事業要覽 昭和四年九月』朝鮮總督府内務局社会課 1929年

と思われる。

これらの高齢者に対し、「従事員」の項目を見ると、実際に入所している高齢者の世話をしていた者は少なかったのではないかと考えられる。しかし平壤養老院では従事員は2人で利用者が8人であるから、従事員の2名が利用者の世話を担当していた者であるなら、決して少ないとはいえない。定員は15人であり、定員に対しての従事者数では1対7.5人となる。

一方宣川昌信養老院では「従事員」として院長と会計が各1人で他の職種の記載はない。この養老院の利用者は先にも見たように「一般ニ老衰シテ気力微鈍ナリ」で、養老院内での「作業」は「能力アルモノニ限り糸繰ヲナス」であり、「行事」は「ナシ」となっていることから、高齢者を保護していたが施設内で特別な支援の提供はなかったのではないかと考えられる。

京城養老院は「従業員」の欄に「理事4、監事2、幹事1、小使2」と記載されている。幹事の1名が事務を担い、小使の2名が利用者の日常生活を支援していたのではないかと考えられる。入所定員15人に対し小使が2人であるから、平壤養老院と同じ基準である。

佛教慈濟會養老部は「従業員」2人で定員は6人、実員は4人である。義州天主教養老院は「従業員」1人との記載であり、「収容定員」は20人であることを考えると、職員数は少ないといえる。しかも高齢者の実員は8人であるが孤児5人も収容しており、記載が正しいとすると13人を一人の従事者で世話をしていたことになる。但し、当時の養老施設内での生活、処遇実態は不明であるため「従業員」の役割もどのようなものであったかはわからない。

表1で特徴的な点は、「入院手続」である。平壤養老院は「府尹・署長及教会ニテ推薦シタルモノ」、宣川昌信養老院は「有力者ノ推薦書持参ヲ要ス」、京城養老院は「当局ノ經由又ハ相当ナ人ノ紹介者ノ紹介ニ依ル」、義州天主教養老院は「身元調査ヲ要ス」となっており、何も無いのは佛教慈濟會養老部のみであった。当時は養老院の数も少なく、入所するにあたっては紹介者を必要と

韓国における養老院史試論

表2-1 養老院一覽2-1

養老事業		養老事業		養老事業		養老事業		養老事業		養老事業		養老事業		養老事業			
名	財団法人京城養老院	京城佛教總濟會養老院	平壤養老院	義州天主教養老院	宣川信昌養老院	京城佛敎總濟會	京城佛敎總濟會	京城佛敎總濟會	京城佛敎總濟會	京城佛敎總濟會	京城佛敎總濟會	京城佛敎總濟會	京城佛敎總濟會	京城佛敎總濟會	京城佛敎總濟會	京城佛敎總濟會	
所在地	京城府清雲洞山4ノ3	京城府元町1丁目12	平壤府慶上里69	平安北道義州邑外三洞339	平安北道宣川郡宣川邑川北洞357	京城府元町1丁目12	京城府元町1丁目12	京城府元町1丁目12	京城府元町1丁目12	京城府元町1丁目12	京城府元町1丁目12	京城府元町1丁目12	京城府元町1丁目12	京城府元町1丁目12	京城府元町1丁目12	京城府元町1丁目12	
經營主體	財團法人京城養老院	京城佛敎總濟會	平壤養老院	天主教養老院	昌信養老院	京城佛敎總濟會	京城佛敎總濟會	京城佛敎總濟會	京城佛敎總濟會	京城佛敎總濟會	京城佛敎總濟會	京城佛敎總濟會	京城佛敎總濟會	京城佛敎總濟會	京城佛敎總濟會	京城佛敎總濟會	
開設	昭和2年8月1日	昭和2年8月1日	大正2年9月9日	大正14年10月	大正7年12月	大正14年12月	大正14年12月	大正14年12月	大正14年12月	大正14年12月	大正14年12月	大正14年12月	大正14年12月	大正14年12月	大正14年12月	大正14年12月	
宗教別	佛敎	佛敎	佛敎	天主教	基督教	佛敎	佛敎	佛敎	佛敎	佛敎	佛敎	佛敎	佛敎	佛敎	佛敎	佛敎	
代表者又ハ主務者	院長 吳嶽善	院長 吳嶽善	院監 劉啓俊	セームスワイハールディー	院長 張雲敏	院監 劉啓俊	院監 劉啓俊	院監 劉啓俊	院監 劉啓俊	院監 劉啓俊	院監 劉啓俊	院監 劉啓俊	院監 劉啓俊	院監 劉啓俊	院監 劉啓俊	院監 劉啓俊	
從事員	院長1人	院長1人	院監1人	3人	院長1人	院監1人	院監1人	院監1人	院監1人	院監1人	院監1人	院監1人	院監1人	院監1人	院監1人	院監1人	
收容定員	20名	現在人員 20人	8人	現在人員 26人	現在人員 22人	現在人員 26人	現在人員 26人	現在人員 26人	現在人員 26人	現在人員 22人	現在人員 22人	現在人員 22人	現在人員 22人	現在人員 22人	現在人員 22人	現在人員 22人	
入院手續	常事者戶籍隱本ヲ理事會ニ提出シ無依無托者ノミヲ收容ス	行旅婦人教養院ニ於テ全快ノ65歳以上ノモノヲ收容ス	本人ノ申出ニ依リ調査ノ上收容ス	本人ノ申出ニ依リ調査ノ上收容ス	戸籍隱本ニ依リ扶養義務ヲク孤獨ノ極貧者ト認メタルモノヲ入院セシム	本人ノ申出ニ依リ調査ノ上收容ス	本人ノ申出ニ依リ調査ノ上收容ス	本人ノ申出ニ依リ調査ノ上收容ス	本人ノ申出ニ依リ調査ノ上收容ス	扶養義務者ナキ歳以上ノモノヲ收容ス	扶養義務者ナキ歳以上ノモノヲ收容ス	扶養義務者ナキ歳以上ノモノヲ收容ス	扶養義務者ナキ歳以上ノモノヲ收容ス	扶養義務者ナキ歳以上ノモノヲ收容ス	扶養義務者ナキ歳以上ノモノヲ收容ス		
現況	最高80歳 最低60歳	最高70歳 最低65歳	最高80歳 最低60歳	最高90歳 最低60歳	最高90歳 最低70歳	最高80歳 最低60歳	最高80歳 最低60歳	最高80歳 最低60歳	最高80歳 最低60歳	最高90歳 最低60歳	最高90歳 最低60歳	最高90歳 最低60歳	最高90歳 最低60歳	最高90歳 最低60歳	最高90歳 最低60歳	最高90歳 最低60歳	
健康狀態	概テ健康	概テ健康	健康	概シテ健康	健康	健康	健康	健康	健康	概シテ健康	概シテ健康	概シテ健康	概シテ健康	概シテ健康	概シテ健康	概シテ健康	
施設用地	450坪 (固有地無償貸付)	2,229坪 (固有地無償貸付)	89坪 (時價 1,790圓)	552坪 (時價 552圓)	157坪	2,229坪 (固有地無償貸付)	2,229坪 (固有地無償貸付)	2,229坪 (固有地無償貸付)	2,229坪 (固有地無償貸付)	552坪 (時價 552圓)	552坪 (時價 552圓)	552坪 (時價 552圓)	552坪 (時價 552圓)	552坪 (時價 552圓)	552坪 (時價 552圓)	552坪 (時價 552圓)	
施設建物	40坪 (時價 19,000圓)	30坪 (時價 2,100圓)	30坪 (時價 2,100圓)	43,666坪 (時價 2,000圓)	17坪	30坪 (時價 2,100圓)	30坪 (時價 2,100圓)	30坪 (時價 2,100圓)	30坪 (時價 2,100圓)	43,666坪 (時價 2,000圓)	43,666坪 (時價 2,000圓)	43,666坪 (時價 2,000圓)	43,666坪 (時價 2,000圓)	43,666坪 (時價 2,000圓)	43,666坪 (時價 2,000圓)	43,666坪 (時價 2,000圓)	
主ナル設備	寢具其他物品 (時價150圓)	寢具其他物品 (時價125圓)	寢具其他物品 (時價125圓)	炊事具、食器、其他 (時價80圓)	寢具、炊事具	寢具其他物品 (時價125圓)	寢具其他物品 (時價125圓)	寢具其他物品 (時價125圓)	寢具其他物品 (時價125圓)	炊事具、食器、其他 (時價80圓)	炊事具、食器、其他 (時價80圓)	炊事具、食器、其他 (時價80圓)	炊事具、食器、其他 (時價80圓)	炊事具、食器、其他 (時價80圓)	炊事具、食器、其他 (時價80圓)	炊事具、食器、其他 (時價80圓)	
收益財産	田詣 19,896坪 (時價9,135圓)	田詣 19,896坪 (時價9,135圓)	田詣 19,896坪 (時價9,135圓)	田 12,000坪 (時價 2,000圓)	田 12,000坪 (時價 2,000圓)	田 12,000坪 (時價 2,000圓)	田 12,000坪 (時價 2,000圓)	田 12,000坪 (時價 2,000圓)	田 12,000坪 (時價 2,000圓)	田 12,000坪 (時價 2,000圓)	田 12,000坪 (時價 2,000圓)	田 12,000坪 (時價 2,000圓)	田 12,000坪 (時價 2,000圓)	田 12,000坪 (時價 2,000圓)	田 12,000坪 (時價 2,000圓)	田 12,000坪 (時價 2,000圓)	
豫算又ハ決算	昭和8年度決算 歳入 3,200圓 歳出 3,200圓	昭和8年度決算 歳入 716圓 歳出 716圓	昭和8年度決算 歳入 716圓 歳出 716圓	昭和9年度豫算 歳入 1,420圓 歳出 1,420圓	昭和9年度豫算 歳入 1,420圓 歳出 1,420圓	昭和8年度決算 歳入 716圓 歳出 716圓	昭和8年度決算 歳入 716圓 歳出 716圓	昭和8年度決算 歳入 716圓 歳出 716圓	昭和8年度決算 歳入 716圓 歳出 716圓	昭和9年度豫算 歳入 1,420圓 歳出 1,420圓	昭和9年度豫算 歳入 1,420圓 歳出 1,420圓	昭和9年度豫算 歳入 1,420圓 歳出 1,420圓	昭和9年度豫算 歳入 1,420圓 歳出 1,420圓	昭和9年度豫算 歳入 1,420圓 歳出 1,420圓	昭和9年度豫算 歳入 1,420圓 歳出 1,420圓	昭和9年度豫算 歳入 1,420圓 歳出 1,420圓	
財源	補助金、財産收入	補助金、財産收入	補助金、財産收入	補助金、寄附金	補助金、寄附金	補助金、寄附金	補助金、寄附金	補助金、寄附金	補助金、寄附金	補助金、寄附金	補助金、寄附金	補助金、寄附金	補助金、寄附金	補助金、寄附金	補助金、寄附金	補助金、寄附金	
沿革	昭和2年8月1日設立者李正植ノ寄附ニ依リ現在地ノ固有林野ノ無償貸付ヲ受ケテ所ヲ建テ開設シタルモノニシテ昭和4年2月5日組織ヲ財團法人トナシ今日ニ至ル	大正14年12月行旅婦人教養院補助機關トシテ設立シ今日ニ至ル	大正14年12月行旅婦人教養院補助機關トシテ設立シ今日ニ至ル	開設以來専ラ天主教ヲ布教シ總辦事處トシテ孤獨民救助ヲナシツ今日ニ至ル	開設以來専ラ天主教ヲ布教シ總辦事處トシテ孤獨民救助ヲナシツ今日ニ至ル	開設以來専ラ天主教ヲ布教シ總辦事處トシテ孤獨民救助ヲナシツ今日ニ至ル	開設以來専ラ天主教ヲ布教シ總辦事處トシテ孤獨民救助ヲナシツ今日ニ至ル	開設以來専ラ天主教ヲ布教シ總辦事處トシテ孤獨民救助ヲナシツ今日ニ至ル	開設以來専ラ天主教ヲ布教シ總辦事處トシテ孤獨民救助ヲナシツ今日ニ至ル	開設以來専ラ天主教ヲ布教シ總辦事處トシテ孤獨民救助ヲナシツ今日ニ至ル	開設以來専ラ天主教ヲ布教シ總辦事處トシテ孤獨民救助ヲナシツ今日ニ至ル	開設以來専ラ天主教ヲ布教シ總辦事處トシテ孤獨民救助ヲナシツ今日ニ至ル	開設以來専ラ天主教ヲ布教シ總辦事處トシテ孤獨民救助ヲナシツ今日ニ至ル	開設以來専ラ天主教ヲ布教シ總辦事處トシテ孤獨民救助ヲナシツ今日ニ至ル	開設以來専ラ天主教ヲ布教シ總辦事處トシテ孤獨民救助ヲナシツ今日ニ至ル	開設以來専ラ天主教ヲ布教シ總辦事處トシテ孤獨民救助ヲナシツ今日ニ至ル	開設以來専ラ天主教ヲ布教シ總辦事處トシテ孤獨民救助ヲナシツ今日ニ至ル
備考																	

出典：『朝鮮社会事業要覽 昭和十一年三月』朝鮮總督府學務局社会課 1936年

表2-2 養老院一覽2-2

養老院		養老院		養老院		養老院	
名称	永柔養老院	鍾南浦養老院	鍾南浦養老院	羅南佛敎慈攝會	京城慈惠園	所 在 地	京城慈惠園
所在地	平安南道平原郡永柔面梨花里	鍾南浦府龍井里93	咸鏡北道鎭城郡羅南邑初瀨町	咸鏡北道鎭城郡羅南邑初瀨町	京城道高陽郡崇仁面踏十里418	京城道高陽郡崇仁面踏十里418	京城道高陽郡崇仁面踏十里418
經營主體	永柔天主教會	鍾南浦天主教宣教師	鍾南浦天主教宣教師	羅南佛敎慈攝會	京城東部醫保館	京城東部醫保館	京城東部醫保館
開設日	大正14年10月1日	昭和8年11月	昭和8年11月	昭和9年6月	昭和10年5月6日	昭和10年5月6日	昭和10年5月6日
宗敎別	天主教	天主教	天主教	佛敎	ナシ	ナシ	ナシ
代表者又は主務者	河露蘭 (米國人)	院長 リオスイーニ (米國人)	院長 リオスイーニ (米國人)	羅南邑高野山主任 上田義等	李康燮	李康燮	李康燮
從事人員	院長1人、副院長1人、書記1人、調査員1人	院長1人、院監1人	院長1人、院監1人	看護人3人	團長1人、事務員1人、傭人2人	團長1人、事務員1人、傭人2人	團長1人、事務員1人、傭人2人
收容定員	ナシ	現在人員 10人	現在人員 34人	3人	現在人員 1人	現在人員 1人	現在人員 24人
入院手續	役員ノ推薦ニ依リ身元調査ヲ了シシニ入院セシム	信徒ノ推薦ニ依リ再調ノ上決定收容ス	信徒ノ推薦ニ依リ再調ノ上決定收容ス	60歳以上ノモノニシテ邑ニ於テ身當チキモト認メタルモノヲ收容ス			
年齢	最高70歳 最低60歳	最高80歳 最低34歳	最高80歳 最低34歳	最低80歳	最低65歳	最低65歳	最低65歳
健康状態	健康	概シテ不健康	概シテ不健康	不健康	健康	健康	健康
施設用地	150坪	50坪 (時價 250圓)	50坪 (時價 250圓)	1237坪 (時價 1,900圓)			
施設建物	80坪	15坪 (時價 700圓)	15坪 (時價 700圓)	237坪 (時價 1,500圓)	1,216坪 (時價 6,080圓)	1,216坪 (時價 6,080圓)	1,216坪 (時價 6,080圓)
主ナル設備	機械機一臺			夜具、食器 (約12圓50銭)	131坪 (時價 13,000圓)	131坪 (時價 13,000圓)	131坪 (時價 13,000圓)
收益財産					ナシ	ナシ	ナシ
決算又は決算源	昭和9年度決算 歳入 180圓 歳出 180圓	昭和9年度決算 歳入 1,560圓 歳出 1,560圓	昭和9年度決算 歳入 1,560圓 歳出 1,560圓	昭和9年度決算 歳入 1,350圓 歳出 1,350圓	昭和10年度 歳出 5,100圓	昭和10年度 歳出 5,100圓	昭和10年度 歳出 5,100圓
沿革	創設以來布敎ノ目的ニテ孤兒並ニ扶養チキ不具老弱人ノ救護ヲ爲シ今日ニ至ル	昭和8年11月開設 今日ニ至ル	昭和8年11月開設 今日ニ至ル	昭和9年開設 今日ニ至ル	補助金、寄附金	補助金、寄附金	補助金、寄附金
備考					現團長李康燮氏之ヲ設立シタルモノニシテ昭和9年9月起工シ同年11月竣工セリ	現團長李康燮氏之ヲ設立シタルモノニシテ昭和9年9月起工シ同年11月竣工セリ	現團長李康燮氏之ヲ設立シタルモノニシテ昭和9年9月起工シ同年11月竣工セリ

出典：表2-1と同じ

していたようである。

表2-1, 表2-2は1936(昭和11)年3月の朝鮮の養老院の概要である。養老院の数は9ヶ所に増えている。表1に示した5ヶ所養老院はすべて事業を継続している。定員をみると、義州天主教養老院以外はすべて定員を増やしている。このことから、当時の朝鮮では養老院の必要性が高まったといえるのではないだろうか。その要因としては経済不況が考えられる。

京城養老院は定員20名で在院数も20名、平壤養老院は定員30名で在院者は26名である。新しく出来た鎮南浦養老院と京城慈恵園は定員が40名と多く、在院者も鎮南浦養老院は34名、京城慈恵園は24名であった。利用者の年齢をみると、義州天主教養老院と宣川昌信養老院の90歳が最高である。最低は60歳で京城養老院、平壤養老院、義州天主教養老院、永柔養老院の4ヶ所、65歳が京城佛教慈濟會養老院(佛教慈濟會養老部)、京城慈恵園の2ヶ所、鎮南浦養老院は34歳、宣川昌信養老院は70歳である。羅南佛教慈攝會は1名のみの利用者でその者の年齢は80歳である。鎮南浦養老院と羅南佛教慈攝會以外の養老院では、利用者の「健康状態」は「健康」「概ね健康」となっている。

9ヶ所の養老院のうち、宗教を明示している施設は6ヶ所である。そのうち仏教は2ヶ所、天主教が3ヶ所、キリスト教長老派が1ヶ所である。表1では宗教を仏(佛)教としていた京城養老院は、表2-1では記載がない。耶蘇教としていた平壤養老院も記載がない。

「代表者又ハ主務者」では、京城養老院の院長は呉兢善で、設立者の李元植から変更されていた。佛教慈濟會養老院は専務理事として華山大義、平壤養老院は院監として劉啓俊、宣川昌信養老院は院長・張愛敬、義州天主教養老院はゼームス・ヴィパルディーとなっており、表1に掲載されていた養老院の代表者はすべて変わっていた。永柔養老院はアメリカ人の河露蘭(カー・ローラン)、鎮南浦養老院は院長としてアメリカ人のリオスイーニ、羅南佛教慈攝會は羅南邑高野山主任・上田義等、京城慈恵園は李康嬾となっている。

「従事員」は院長以外では、京城養老院が「食母1人」、京城佛教慈濟會養老院は「雑役1人」、義州天主教養老院は3人、羅南佛教慈攝會は「看護人3人」、京城慈惠園は「傭人2人」と記載がある。職員はまだまだ少なかったことがわかる。

日本においても、戦前期の養老院では従事者の数は少ない。家族的経営の養老院であれば従事者は全員家族である場合も多く見られる。そのため職員教育は必ずしも十分とはいえなかった。日本では、1908（明治41）年9月に内務省で開催した感化救済事業講習会が社会事業従事者研修会の始まりといわれており、その後は毎年1回東京において社会事業講習会が開催され、1915（大正4）年から1923（大正12）年までは地方においても開催された。その後、内務省は武蔵野学院内に社会事業職員養成所を1919（大正8）年5月に設置し、1937（昭和12）年度に廃止するまでに45名の卒業生を出している（中央社会事業協会 1932, pp.64-65）。昭和期に入ると、大学や大学校で社会事業学科が誕生している。また社会事業の種別の講習会も開催されるようになり、より専門分化していったといえる。

朝鮮社会事業講習会の第1回が開催されたのは1922（大正11）年9月で、主催は朝鮮社会事業研究会である。内務省、朝鮮総督府、満鉄会社などから、斯界の名士を招聘して講師とし、京城府天然洞向上会館で開催された。参加者は200名以上とされている（朝鮮総督府内務省社会課 1927, p2）。朝鮮社会事業研究会は1921（大正10）年4月11日に発足しているので、発足から1年半後には社会事業従事者のための講習会を開催している。

日本において養老事業の分野では、全国養老事業協会が事業の一環として職員研修を実施していた。第1回は1939（昭和14）年10月2日から8日までの1週間にわたり、「養老事業実務者講習会」という名称で、全国養老事業協会の事務局が置かれていた浴風会で開催された。15名の受講生と10名の聴講生で、厚生省保護課長や大学教授、浴風会の職員が講師となって行われた。講習会で

は、「養老事業管理論」「老人心理」「老人の生理衛生」「収容老人の処遇に就いて」「社会事業従事員の心得べき基礎観念」「社会事業法と救護法」などの講義が行われた（全国養老事業協会 1939, pp.71-72）。

全国養老院事業協会の講習会に韓国から参加者がいたかどうかは不明である。また韓国内でも社会事業講習会は開催されているが、養老事業に特化した職員研修が行われていたかは不明である。

職員研修ではないが、日本で開催される社会事業大会については、韓国からの参加者もいた可能性はある。それは1935（昭和10）年に中央社会事業協会が主催した「第八回全国社会事業大会要綱」が、朝鮮社会事業協会が発行している『同胞愛』第十三卷九月号に掲載されていることからの推察である。この要綱の出席者の項では、「左記に該当するものにして道長官、府縣知事、朝鮮總督、臺灣總督、關東州廳長官、樺太廳長官、南洋廳長官に於て推薦したるもの」とされている（財団法人朝鮮社会事業協会 1925年）。

4 京城府および京畿道の養老院

(1) 佛教慈濟會養老院

佛教慈濟會養老部（京城佛教慈濟會養老部）は京城府元町1丁目12にあり、1917（大正6）年4月に設立されている。代表者は津田賢である。沿革をみると、「京城佛教慈濟會ハ明治四十一、二年頃東本願寺ガ京城別院ノ境内ニ救護所ヲ設ケ行路病人ノ収容救護ヲ為シタルニ創ル、其後年月ノ経過ニ從ヒ収容者數漸次増加スルニ及ビ大正六年四月経営ノ主体ヲ變更シテ京城各派佛教徒ノ聯合ヨリ成ル京城佛教慈濟會ニ移シ、會則ヲ變更シ実費診療部ヲ新ニ設ケ次ニ大正十年七月事業ヲ拡張シテ養老部ヲ開設シ以テ今日ニ及ベリ」としている。つまり養老部は1921（大正10）年の設立である（京城府 1929年）。この時期の養老院の設立は、日本においても養老院が比較的少ない時期である。

建物は平家瓦葺で181坪、平家瓦葺温突 22坪とあり、オンドル付きの家もあったことがわかる。歳入は33,819円である。昭和3年度中の延べ利用人員数は、養老部は1,466名で、内日本人は786名（男性421名、女性365名）、朝鮮人は680名（男性490名、女性190名）で日本人・朝鮮人とも男性の利用者が多くなっている（京城府 1929年）。

（2）京城養老院

『京城社会事業便覧 京城府・昭和七年八月十八日』（京城府 1932年）によると京城養老院は、創設者の李元植が私財を投じて1927（昭和2）年8月1日に設立し、1929（昭和4）年2月5日に組織を財団法人に変更した。所在地は京城府清雲洞山4番地ノ3で、経営主体は「設立者個人寄附財団法人組織」とされている。宗教は特にないとされているが、設立者の李元植は熱心な仏教徒であった。この便覧によると、従事員は9人、収容定員は20人で現在の収容数は11人となっている。年齢及び教育程度は70歳以上82歳までで無教育者と記載されている。健康状態は普通で、1ヶ月死亡者数は昭和6年分で4名。作業は特になく、行事としては「早朝及每晚就寝前仏前ニ念願ヲスル」となっている。入院資格は「無依無托ノ老年者」で、入院手続きは「入院申込書ニ戸籍謄本ヲ徴シ代表者其ノ許否ヲ決裁スル」である（京城府 1932年、p230）。

財団法人京城養老院寄附行為によると、「第二章 目的及事業 第二条 本法人ハ佛教ノ精神ニ基キ貧困無告ノ老衰者ヲ救済シ余生ヲ安楽ナラシムルヲ以テ目的トス 第三條 本法人ハ前條ノ目的ヲ達スル為左ノ事業ヲ行フ 一、老衰者ノ収容保護 一、情操並宗教的信念ノ培養 一、其ノ他前條ノ目的ヲ達スル為必要ナル事業」としており、宗教的には仏教を重視していたことがわかる（京城府 1932年、p266）。

1929（昭和4）年の資料では京城養老院は代表者李元植で、維持方法は「財団ヨリ生ズル収入ヲ以テ維持ス」としている。沿革は、「創立者李元植女史ハ

先祖代々佛教ノ信仰ヲ本スル家庭ニ生レ常ニ慈善事業ニ着眼シ貧困ニシテ頼ル所ナキ不憫ナル老衰者ヲ扶養ヲ目的トスル養老院ノ設立ヲ決心シ所有ノ不動産ヲ寄附シテ本院ノ基金トシ清雲洞山四番国有地林野ノ貸付ヲ受ケテ敷地トシ收容所ノ建築ヲナシ昭和二年七月二十日其ノ設立開院ヲ見タリ越エテ昭和四年二月五日組織ヲ変更シ財団法人京城養老院ト称シ今日ニ及ベリ」としている。設備は木造瓦葺7棟、建坪73坪、收容者は女性のみ11名である。経費は歳入は5,100円、歳出は給料が756円、雑給は85円、需要費は359円、諸事業費が3,800円であった（京城府 1929年, p92）。

李元植は東亞日報の記事に5回登場する。最初は1926（大正15）年7月20日で、「2万ウォンかけて養老院設立」との見出しである。「（前略）李氏は、約30年前からの佛教信者であり、今年51歳で子どももいない。その理由で、一生社会事業に従事すると考え、身寄りのない老人のために京城養老院を設立した。」としている。次は1927（昭和2）年9月22日で「養老院の新築落成 市内清雲洞にて」との見出しで、9月24日午前10時から新築落成式を養老院内で行うことが書かれている。

3回目は1929（昭和4）年3月20日である。「5万ウォン財団法人京城養老院設立 身寄りのない老人收容」とし、「（前略）動産・不動産を合算して5万ウォンで当局の養老院許可を得られ、数日前に法人登記も終わった。事実上、朝鮮で養老院の財団設立は初めてである。同養老院に入所された老人は約7、8名で、将来は予算のある限り多数の老人を受け入れ、扶養したいという。」と記されている。4回目は1931（昭和6）年6月12日付けで「養老院拡張のため寄付募集 戦況で一時中止していたが、李元植女史潭陽へ」との見出しである。「（前略）京城養老院の院長李元植女史は、徹底的に寄付金を募集するため、全羅道潭陽周辺に向かった。老いて身寄りのない可哀想な女性老人のために、李元植女史は5年前から自宅に綺麗な一戸建てを建て、10余名の老人を收容してきた。李元植女史が経費問題で長い間悩んできたことは言うまでもない。毎

日自宅に来て、泣きながら一緒に暮らしたいと訴える可哀想な女性老人を財政問題で帰すしかなかった。李元植女史の活発な活動と努力の結果、同養老院が財団法人として認可され、昨年の秋からは寄付金募集の許可までえられた。」との内容である。

最後は1931（昭和6）年12月10日付けで、李元植が自分の家（価格3千ウォン）を檀君奉賛会に寄付したという内容である。

これらの記事から、京城養老院は1931（昭和6）年までは女性の高齢者のみの施設であったことがわかる。表2-1に示されている収容定員及び現在人員には性別が示されていないため、京城佛教慈濟會養老部以外の他の養老院の性別については不明である。しかし先にみたように、京城佛教慈濟會養老部の利用者は延べ人数であるが日本人も韓国人も男性が多くなっている。また1931年以降の京城養老院も女性のみを対象としていたかも不明である。日本でも聖ヒルダ養老院は女性のみを対象としており、神戸養老院も当初は女性のみを対象としていた。

（3） 京城慈恵園

京城慈恵園は表2-2によると昭和10（1935）年の開設である。昭和9年9月に起工し、11月に竣工となっている。

京城慈恵園についての最初の東亞日報の記事は1934（昭和9）年8月7日で、「男子養老院に5百ウォン寄付 府内在住の朴時明の奨励金」との見出しである。「京城府内で多くの社会事業に貢献した東部隣保館は、男子養老院がまだないことを認識して、東部隣保館の事業として五・六十名を収容できる養老院を設立することとした。養老院設立の寄付金を募集している中、孝悌洞109番地の府会議員朴時明氏がこの事業に賛同し、現金5百ウォンを寄付した。」との内容である。

次いで1934（昭和9）年12月5日の記事には「養老院建築 東部隣保館にて」

との見出しで、「身寄りのない高齢老人を保護する目的で、市内孝悌洞にある東部隣保館の館長である李康赫氏が発起し、養老院が建設中である。日本内では昭和8年1月から救護法が施行され、65歳以上の老人で身寄りのない者を国家が保護することになったが、朝鮮にはこのような法規が施行されていないことは勿論、施設も極めて少ない。京城市内の養老院は2ヶ所で収容定員は30名に過ぎない。このような状況なので東部隣保館養老院の設立は、各方面からも大きな期待があった。経費は補助金と一般寄付金で賄うということだが、既に7千5百余ウォンの寄付があったという。同養老院は、市外崇仁面踏十里18番地に建てられ、収容人員は男性40名で、総工事費は1万882ウォンだ。」

1935年（昭和10）3月31日には「慈恵園不遠竣工」と題し、以下の記事が掲載されている。「東部隣保館で運営している京城慈恵園は、老いて働けない老人、貧しい身寄りのない孤独な65歳以上の老人を保護するという趣旨で、昨年府外崇仁面踏十里に養老院を建設中だ。最近工事が終わり、すべての施設設備も完成し、4月中旬に京城府社会課の決済が降りれば、男性65歳以上の孤独な老人を入所させる予定だ。同養老院は、二階建てで、年寄りが生活しやすいように設計されている。この事業に寄付した篤志家はとても多く、彼らは次の通りである。

林宗相氏五百ウォン▲千世用氏五十ウォン▲山崎廣亀氏二百ウォン▲兎潤基氏食事道具一切、価額約百五十ウォン▲趙寅燮氏二百ウォン▲金奉錫氏釜代三十ウォン▲全鏐弼氏五百ウォン▲匿名女史二百ウォン▲張寅永氏三百ウォン」

京城慈恵園の記事では、1939（昭和14）年3月9日付けに芸者が金巾を寄付したこと、同年6月20日は継続的に白米代として寄付をしたいと希望する者が表れ、今年度分として1千ウォン寄付した記事が掲載されている。

京城慈恵園への寄付だけではなく、少額の寄付から組織的な寄付まで様々な職業の者が様々な理由で寄付をする記事は、東亞日報に多く掲載されている。

その中では還暦の祝いの一つとして寄付をしたとの記事も見られた。

(4) その他の京城府内・京畿道の養老院

朝鮮総督府の資料には記載がないが、東亞日報に記事が掲載されている養老院はいくつかある。その中で京城府内および京畿道の養老院についてみていく。

1) 鄭氏の養老院

1939(昭和9)年4月22日付けの東亞日報の記事に、「私財で養老院を設立」との見出しがある。「京城府笠井町221に居住している鄭南奎(52)氏は12年前である昭和3年に市内の往十里に小規模の朝鮮建築の建物を建てた。身寄りのない老人を集めて、その老人たちの介護をしている。昭和5年現在、段々収容人数が多くなり、プエトックムミョンのゴルフ場の西北の高い松畑に日本建築の建物を新築した。現在は、65歳以上の老人24人が入所されている。数日前、社会事業家である鄭氏の名声を京畿道社会課長が聞いて、その事業内容について調べ、下記のように述べた。『まさに感心だ。調査によると現在2ヶ所の養老院があるが、篤志家の寄付や官庁の補助を受けて運営されている。しかし鄭氏が運営している養老院は、完全に自分たちの力で運営して、24人の老人を入居させている。その中には90歳以上の老人も2人いる。鄭氏の話によると、特別のきっかけはないと言う。自分はカトリック信者で、妻と娘が教師をしているので生活が困難ではない。可哀想な人のために力になりたくてやっているだけだ。』鄭南奎氏談『このことを世間にしらせたくありません。ただ神が導いてくださる通りにそれを実行しているだけです。この働きが我々の喜びであり、入居している老人が不満なく過ごして下さっていることは逆に感謝すべきことです』と結ばれている。

東亞日報は同年5月7日にも鄭南奎氏についての記事を掲載し、「(前略)誰にも知られていなかったが、このような立派な仕事をしている人がいることに、

みんな驚いているという。このような立派な人がたくさんいればどんなによいだろうか。」としている。

2) 設立予定の養老院

また実現したかどうかは不明であるが、1922（大正11）年7月27日の記事に「可哀想な老人を扶養するため」と題して、「アメリカやヨーロッパの国々には養老院というところがある。養老院は、身寄りのいない可哀想な老人を収容して保護する機関だ。金龍駿氏は、朝鮮にまだ養老院のような機関がなく可哀想な老人を救済してくれる方針がないことを遺憾だと思っていた。江原道原州邑で瑞美監病院を経営している金龍駿氏は、朝鮮にも養老院を設立すると決意し、6月3日に寄付金許可願を当局に提出した。詳細は、下記の通りである。

寄付金の金額は25万ウォンで、その中7万ウォンは金龍駿氏が、不足金は朝鮮内の資本家とその他外国人に寄付を受けようとしている。募集期限は大正14年7月までだ。その寄付金募集が終ると東大門あるいは西大門の何処かしの空気が綺麗で、静かなところを選び、8万余ウォンで施設を建て、10余万ウォンは事業費、残りは化粧品製造所と図書室、印刷所などを設備するのに使う。もし実際この養老院が実現できれば、朝鮮の可哀想な老人たちが救済できると思う。」との記事が掲載されている。

3) 養老院詐欺

東亞日報の記事の中には、養老院と称して詐欺を働いた事件も掲載されていた。1927（昭和2）年3月30日の記事に「慈善と騙して、寄付金を詐取」と題し、「乞食を何人が集めておいて養老院と詐称して、寄付金を募集、警察に発覚。あり得ない養老院。市内峴底洞45番地93号に位置している養老院は、大正12年から朴昌煥が経営してきた。最近西大門署高等系で養老院の状況を調査した結果、朴昌煥は、養老事業を詐称して、市内或いは地方の慈善事業家、会社に寄

付金を受けて、自分の生計に充てた。養老院には老いた乞食4、5人と若い乞食2、3人を収容して、昼は市内各所に食べ物を受けて回るように指示し、養老院は寝る場所として提供されていた。朴氏は、養老院経営と詐称して多くのところから寄付された8百ウォン程度を自分のために使っていた。一般慈善家はこのような手段に騙されないように気をつけなければならない。」

さらに1928年6月21日の追加の記事には、「養老院競売」と題し、「身寄りのない老人のために5、6年前に一般社会の助け合いと寄付で設立された阿峴里17番地にある養老院が、16日京城地方裁判所から強制競売された。その養老院に収容された金ジョン鎮（75歳）と85歳の老人一人以外に、もう一人を合わせて3人が路で彷徨っている。

その養老院が競売されたのは、朴昌煥が養老院を担保に借金し、そのお金を返せなかったからだという。」とある。この3名の老人がその後、どのようなになったのかについては記事がなかった。

この2つの記事では、養老院の住所が一致していない。しかし問題となっている人物は同一であることから、同じ養老院を舞台とした詐欺事件と考えられる。いつの時代にも人の善意を悪用する事件があったことがわかる。

5 その他の地域の養老院記事

(1) 朝鮮総督府の資料に掲載されている養老院

1) 平壤養老院

1936（昭和11）年6月3日の東亞日報には平壤養老院が財団法人を申請中との記事がある。「現在理事長は、朴経錫氏。1909年9月に、長老会の平壤城聯合在職会にて設立した機関である。現在26人の老人が入所されている。その費用は、全部長老会の平壤城聯合在職会で負担する。昨年、朝鮮式の建物を箕林里40番地に建てられ、設備も徐々に完備されつつある。また財団法人を申請中

だという。院長は李春燮氏。」この記事に出ている院長名と表2-1に示されている代表者は異なっている。表2-1では院監は劉啓俊とされている。

2) 宣川養老院

1928(昭和3)年6月13日の東亞日報の記事に「誇られる救済機関」として「養老院は10年前に同郡慈善家である李昌鎬氏が家屋と土地を寄付して設立された。基督教南北教会にて運営管理、70歳以上の身寄りのない寡婦老人の介護をし始めた。現在、同養老院は12、13人くらいの老人が入所されている。」と紹介されているのが最初である。創設者の氏名が一字異なるが、基督教南北教会の運営とあるため、上記の記事は宣川養老院のものと考えられる。さらに1935(昭和10)年1月1日には、宣川養老院の記事が掲載されている。「孤独な老人の安住の家」と題し、「宣川邑内に居住している慈善家の李昌錫(75歳)氏が、大正7年12月11日に身寄りがなく路上で彷徨っている可哀想な老人が安心して生活を送るために私財を投じ昌信養老院を開設した。同院の養老規定は、身寄りのない60歳以上の老人に限る。今日まで52名を介護・収容してきた。現在15名が入所している。年齢は60歳から最高90歳で、平均76歳だ。」とある。この記事では設立者の名前が異なるが同じ人物と考えられる。

3) 鎮南浦養老院

1936(昭和11)年1月22日の記事に「鎮南浦養老院にお歳暮を贈る」と題して「【鎮南浦】身寄りがなくて財産もなく、老いて病んでいる老人が頼れるところは！余生を養老院に委託して、生活と病気で苦しんでいる彼らの過酷な生活状況は涙なしでは見られない。特に気温が低い旧正月を迎えるこの時期には！鎮南浦女性同友会では、天主教会が運営している養老院に入所されている50人余りの可哀想な老人のために、旧正月を迎えて18日に白米2俵と現金10ウォンをお歳暮として贈った。」とある。

(2) その他の養老院

1) 平壤ナサレ養老院

1936年（昭和11）2月9日には「運営費確保のために『映画の夜』開催 13日から16日まで平壤ナサレ養老院にて」と題し、「【平壤】天主教新里教会が運営しているナサレ養老院は、13日から16日まで4日間府内金千代座にて『映画の夜』を開く予定だ。同養老院は、昨年1月に平壤天主教の梁神父が設立した。現在この施設は50人の女性が入所されており、孤児部にも7名の子どもを養育している。それ以外にも無料薬局まで設置していて毎月3百余万ウォンの経費がかかるのだ。少しでも施設運営に役に立つようにと映画会を計画したそうだ。」とある。

この記事から、平壤には、平壤養老院以外にもカソリック教会が運営している女性高齢者のための養老院が存在していたことがわかる。さらに孤児部がある点は、表1にある1929年の義州天主教養老院と類似している。

2) 咸興養老院

1934（昭和9）年1月11日と1月16日には咸興養老院についての記事が掲載されている。1月11日の記事は、「咸興に養老院」と題し、「咸興基督教長老会の各団体と宣教師団体の連合で、聯合慈善会が組織された。この慈善会は昨年12月、咸興市内の山手町に350余ウォンをかけて一軒家を購入した。13日には市内の中央教会堂にて開院式を盛大に行う予定だという。院長は崔榮学氏だ。」とある。そして1月16日には「13日咸興養老院開院式」として「【咸興】咸興府内の基督教団体連合で養老院を経営するという話は報道された通りである。13日午後2時から中央教会堂にて院長の崔榮学の司会で開会された。教会の礼拝後、司会者の挨拶と李舜基氏の経過報告、聖歌隊の美しい讃美歌があり、来賓側では関藤咸興府尹と白石日本教会牧師の祝辞があった。今年度には350ウォ

ンの予算で身寄りのない孤独な65歳以上の女性老人を5名入所させる予定である。現在、手続きが終った老人は、李根昌（87歳）、池萬三（75歳）、李貞福（65歳）以上の3人である。式終了後、手続き終了の老人3人を山手町2丁目132番地の養老院に、車で移動させたという。」とある。

また1936（昭和11）年2月19日の記事では「養老院予算通過」として、「【咸興】聯合慈善会の第6回定期総会が16日午後2時から咸興中央教会堂にて開催され、経過報告と決算報告、予算通過報告などが行われた。本会議の重要事項は養老院の経営問題で、今年度予算総額は約6百万ウォンに達する。この費用は、咸興市内長老教会「教会教員同教派」経営の学校、病院などの職員が会員で、年会費とその他の収入で充足されている。今度の新しい役員は次の通りである。

▲会長：金觀植▲副会長：金澄叔▲書記：李舜基▲副書記：丁泰鎮▲会計兼院長：崔榮学▲副書記：慮永鐘」との記事が掲載されている。この記事を見る限り、養老院は会員の年会費で運営されていたことがわかる。

3) 大邱養老院

1935（昭和10）年6月30日の記事に「大邱で初めての養老院設立 韓衡世氏」として「【大邱】不幸な人間を救うため、また現社会の満たされていないところを補充するため、韓衡世氏を中心とした多くの人々が信望愛養老院を大邱大明洞2649番地に設立し、身寄りのない数十名の老人を入所させている。これからも養老院を拡大する計画で、悲惨な状況に置かれている老人を全員救済する方針だ。また経費を補充するために養老院に印刷部と売薬部を新設する予定だ。実質的に活動しながら社会の関心を引いて、その基礎を立てる。役員は次の通りである。院長：金基源、総務：韓衡世、常務・幹事：朴萬潔」としている。

この施設は住所から判断して、研究会として韓国の養老院を調査するきっかけとなった「大邱愛隣館」の施設要覧にあった養老院である。ただし、「大邱

愛隣館要覧」の住所は、大明洞2632番地である。さらに韓国でお話をうかがった釜山の信望愛療養院で、「父の韓衡世は1934年に大邱で信望愛養老院を設立した。父は18歳で両親を亡くし、宣教師として大邱で活動をしていたが、釜山に移るときに知人の牧師に養老院を託した」との話とも一致した。釜山の信望愛療養院のパンフレットにも「1934年12月23日 大邱ピサン洞196番で設立（故韓衡世氏 当時27歳）」とある。

4) その他

東亞日報の記事に名前が登場し、内容が不明な養老院がいくつかある。1922（大正11）年9月4日の記事には全北任実邑で耶蘇教会が事業を始めたとして、任実養老院の名があがっている。また1922（大正11）年9月16日の記事には、「蓄財を養老院に寄付」と題して、大邱の鐘路中央礼拝堂の金昌俊牧師などが経営している養老院に200ウォンを寄付したとある。

1923（大正12）年2月24日の記事には「全南綾州養老院と青年会の宣伝で、禁煙同盟会を組織した」との記事があった。

また、1927（昭和2）年2月14日の記事には、「養老院に放火」として大阪養老院で起こった入所者による放火事件を掲載している。日本の養老院についての記事はこれのみである。

6 韓国の養老院

これまでのことから、朝鮮総督府が把握していた以外にもいくつかの養老院があったことがわかった。それらの多くがキリスト教系の施設であることも判明した。しかし朝鮮総督府の資料に掲載された養老院と掲載されなかった養老院では、どのような差があったのか、掲載基準のようなものが存在したのか、公的な資金を得ていた養老院のみが掲載されたのか、などについては不明であ

る。

この試論の第1の目的であった朝鮮時代の養老院における処遇の実態については、明らかにすることができなかつた。ただ男女別の養老院が存在していたこと、朝鮮総督府の資料にある範囲であるが、養老院内で作業が行われていたことが分かった。

また第2の目的であった日本で組織された全国養老事業協会との関係は不明のままである。東亞日報に掲載された日本の養老院の記事は、大阪養老院の放火だけである。

東亞日報の記事を補足資料として用いてきたが、その中に多くの寄付についての記事が掲載されていた。韓国民の寄付文化は現在でも継続されている。朝鮮時代のウォンの価値が不明であるため、果たしてどの程度の寄付内容であったかはわからないが、様々な人々が様々な理由で養老院に寄付をしている。この点は戦前の日本の養老院が賛助会組織を作って運営を行っていたこととの比較においても興味深い点である。日本も救護法が施行される以前には養老院への寄付がかなり集まっていた。この点の比較も今後の研究課題として興味あるテーマである。

今回の試論を進めていく中で一番の収穫は、大邱愛隣館の大明分館とされた養老院についてある程度の解明がなされた点である。ほんの小さな成果であるが、朝鮮時代の養老院研究、韓国の養老院の繋がりを見出したといえる。

謝辞

本試論を作成するにあたり、明治学院大学教養教育センター鄭榮桓准教授には適切なアドバイスをいただきましたことに感謝いたします。またこれまで共に研究を続けております高齢者施設処遇史研究会メンバー、特に小笠原祐次氏、中村律子氏、高橋明美氏、ジャンミンヨン氏には有意義なコメントをいただきました。朴京美氏には戦前のハンゲルにもかかわらず適切に訳をつけて下さいました。皆様に感謝いたします。

参考文献

- 朝鮮総督府学務局社会課『朝鮮の社会事業』 1936年
朝鮮総督府学務局社会課『朝鮮社会事業要覧 昭和十一年三月』 1936年
朝鮮総督府学務局社会課『朝鮮の社会事業』 1933年
朝鮮総督府内務局社会課『朝鮮社会事業要覧』 1927年
朝鮮総督府内務局社会課『朝鮮社会事業要覧 昭和四年九月』 1929年
財団法人中央社会事業協会『日本社会事業年鑑 昭和8年版』 1933年
財団法人朝鮮社会事業協会『同胞愛』第十三卷九月号 1935年
遠藤興一「植民地支配期の朝鮮社会事業」『明治学院論叢』1991年以降の著作
稲葉雄雄「李軫鎬研究」九州大学『国際教育文化研究』6号 2006年
京城府『京城社会事業便覧』 1929年
京城府『京城社会事業便覧 京城府・昭和七年八月十八日』 1932年
岡本多喜子「寄付行為・ボランティア・韓流ブーム」『明治学院大学社会学・社会福祉学
研究』第119号 2005年
岡本多喜子「浴風園の入所者記録の意義」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』131号
2009年
岡本多喜子「明治期に設立されたキリスト教主義養老院の研究」『明治学院大学社会学部
付属研究所年報』41号 2011年
大友昌子『帝国日本の植民地社会事業政策研究』ミネルヴァ書房 2007年
朴貞蘭『韓国社会事業史』ミネルヴァ書房 2007年
中村律子「戦前の養老院の社会的意義について—開園から救護法施行期までの浴風園の原
史料分析」法政大学現代福祉学部『現代福祉研究』8号 2008年
中村律子「高齢者施設処遇史研究会報告 2010年3月26日」
内閣府『高齢社会白書 平成23年』2011年
西村圭司「戦前期の代表的養老院としての浴風会の成立過程—内務省との関わりを中心に—」
明治学院大学学内学会『Socially』vol.20 2012年
『東亞日報』
鳥羽美香「戦前の養老院における入所者処遇～救護法施行下の実践を中心に～」『文京学
院大学人間学部研究紀要』第11巻1号 2009年
鳥羽美香「戦前の養老院における記録と入所者情報に関する考察」『文京学院大学人間学
部研究紀要』第12巻 2010年
鳥羽美香「戦前期養老院における処遇困難事例とその対応」『文京学院大学人間学部研究
紀要』第14巻 2013年
大邱愛隣館『大邱愛隣館要覧』 1929年

